

船舶事故調査報告書

平成30年7月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	作業員負傷
発生日時	平成30年2月11日 10時38分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市 ^{ながさき} 長崎鼻南方沖 海淵 ^{かいがた} 二等三角点から真方位024° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯31° 34.3′ 東経130° 43.0′）
事故の概要	漁船 ^{にっごう} 第百十一日光丸は、係留中、キャプスタンで係留索の巻取り作業に当たっていた作業員が、係留索に右手を巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	平成30年3月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第百十一日光丸、599トン 142462、日光水産株式会社（A社） 68.75m×9.50m×4.45m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成27年7月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 23歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成26年4月3日 免状交付年月日 平成29年11月15日 免状有効期間満了日 平成31年4月2日 漁労長 男性 48歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成12年1月31日 免状交付年月日 平成27年4月15日 免状有効期間満了日 平成32年4月14日 作業員A 男性 74歳
死傷者等	重傷 1人（作業員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約10m/s 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び漁労長ほか28人（日本国籍9人、キリバス共和国国籍10人、インドネシア共和国国籍9人）が乗り組み、長崎鼻南方沖

のいけすに係留し、平成30年2月11日10時00分ごろから、かつお一本釣り漁の生き餌であるかたくちいわしの積込み作業を開始した。

本船は、係留索を右舷側の船首及び船尾からいけすに、左舷側の船首及び船尾から係留用ブイにそれぞれとり、左舷船尾側の係留索は、長さが不足していたので、2本の係留索を本結びでつないでいた。

作業員Aは、A社の生き餌買付け担当者として、本船のいけす到着時から乗船し、前部甲板で生き餌の積込み作業に立ち会っていたところ、10時35分ごろ、本船が、左舷側から受ける風に圧流されて右舷船尾部がいけすに強く接触しそうになったことに気付いた。

作業員Aは、後部甲板のキャプスタンに係止していた左舷船尾側の係留索を巻いて本船の右舷船尾部をいけすから離れた方が良かったが、本船の乗組員は生き餌の積込み作業に当たっている最中であつたので、自らが係留索の巻取り作業に当たる方が、乗組員の手を止めなくて済むと考えた。

作業員Aは、漁労長と2人で係留索の巻取り作業に当たることとし、漁労長に声を掛けて共に後部甲板に移動して作業を始め、漁労長は、後部甲板のキャプスタン付近でキャプスタンのリモコンを操作し、作業員Aは、キャプスタンの横に立って、係留索の巻き状態を確認していた。

(図1、写真1参照)

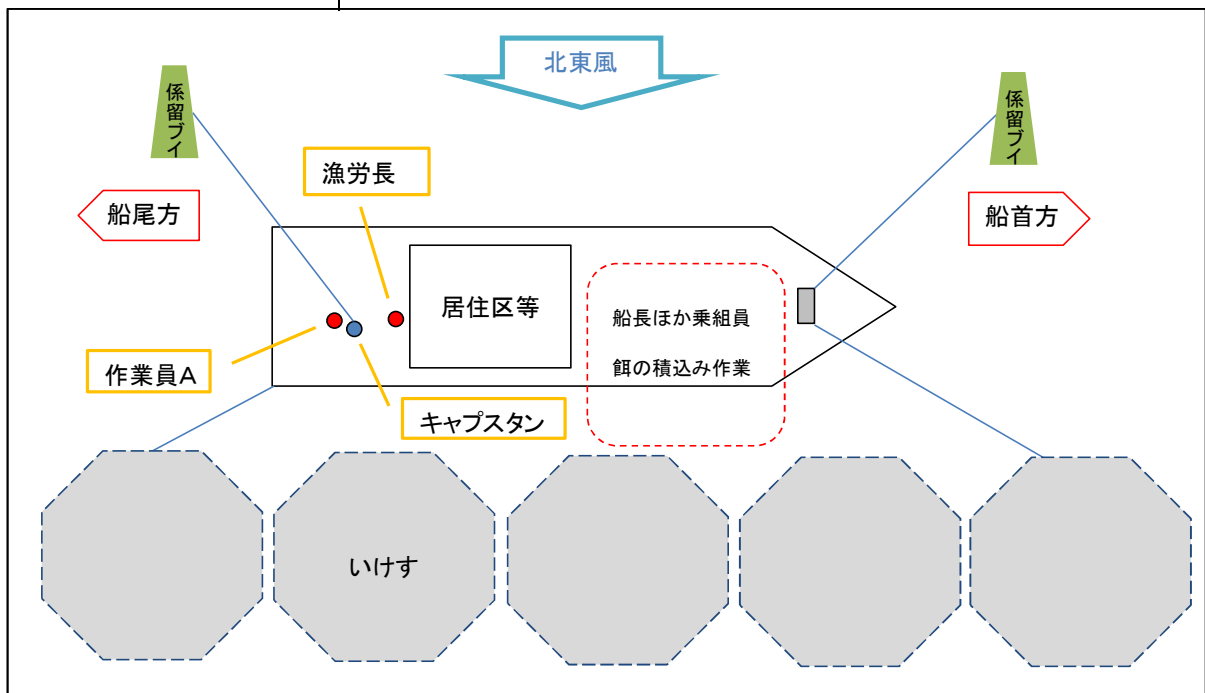


図1 本船の係留状況及び人員配置状況



写真1 後部甲板

作業員Aは、係留索のつなぎ目がキャプスタンに近づいてきたのを認め、後から巻かれる係留索がつなぎ目に重ね巻きとならないよう、キャプスタンに巻かれる手前の係留索をキャプスタンのドラム至近で、素手によって上から押さえたり下から持ち上げたりして巻き状態を整えていたところ、係留索を下から持ち上げていたときに右手の指がつなぎ目に引っ掛かり、右手がキャプスタンに巻かれていた係留索の間に巻き込まれた。

漁労長は、作業員Aの右手が巻き込まれたことを認め、作業員Aを救助しようとキャプスタンを停止させないまま直ちにキャプスタンのリモコンを手放してキャプスタンに駆け寄り、係留索を手で緩めて作業員Aの右手を引き出そうとした。

後部甲板にいた別の作業員は、漁労長が救助に当たっている状況を見て、漁労長が手放したリモコンでキャプスタンを停止後、逆転させた。

作業員Aは、キャプスタンが逆転されて係留索が緩んだ後、右手を係留索から引き出した。

作業員Aは、右示指がほぼ切断された状態で、持っていたタオルで漁労長と止血措置を施した後、生き餌販売業者の船で上陸して救急車で病院に搬送され、接合手術を受けた。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船の生き餌の積込み作業は、いけす内の餌を金属製のバケツに入れ、餌が弱らないよう短時間で前部甲板上の魚倉口まで運ぶもので、漁労長による指揮監督の下、乗組員全員が作業に当たる必要があり、作業を開始してから全ての餌の積込みを終えるまでの所要時間は、約

	<p>3時間であった。</p> <p>漁労長は、A船における操船、操業、その他諸作業について、全般的な指揮を執っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、他の乗組員と共に、生き餌の積込み作業に当たっていた。</p> <p>作業員Aは、生き餌の積込み作業を行う間、同作業に立ち会うほか魚倉に入れた生き餌の様子を確認を行っていた。</p> <p>漁労長は、作業員Aの右手が係留索に巻き込まれた状況を認めたものの、作業員Aの右手を係留索から引き出すことに夢中になり、キャプスタンを停止させることに思い至らなかったと本事故後に思った。</p> <p>作業員Aは、A社所有船を含むかつお一本釣り漁船に約45年間乗り組んだ経験があり、うち約20年間船長を、約20年間漁労長をそれぞれ務めた後、平成15年ごろからA社の嘱託職員として、A社所有船で使用される生き餌の買付けと積込み作業の立会いを担当しており、かつお一本釣り漁船の運用については熟知していた。</p> <p>作業員Aは、キャプスタンで巻いているロープに触れたことが過去に何度もあり慣れもあったので、キャプスタンを運転させた状態で係留索の巻き状態を整えたが、一旦キャプスタンを停止させて巻き状態を整えるようにすればよかったと本事故後に思った。</p> <p>本船の係留索の太さは、直径約35mmであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、長崎鼻南方沖でいけすと係留ブイに係留して生き餌の積込み作業中、左舷側から受ける風に圧流される状況下、作業員Aが、本船の右舷船尾部をいけすから離そうと左舷船尾側の係留索をキャプスタンで巻く際、係留索のつなぎ目に後から巻かれる係留索が重ね巻きとならないよう、キャプスタンのドラム至近で係留索の巻き状態を整えていたことから、右手の指がつなぎ目に引っ掛かり、右手がキャプスタンに巻かれていた係留索の間に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、長崎鼻南方沖でいけすと係留ブイに係留して生き餌の積込み作業中、左舷側から受ける風に圧流される状況下、作業員Aが、本船の右舷船尾部をいけすから離そうと左舷船尾側の係留索をキャプスタンで巻く際、係留索のつなぎ目に後から巻かれる係留索が重ね巻きとならないよう、キャプスタンのドラム至近で係留索の巻き状態を整えていたため、右手の指がつなぎ目に引っ掛かり、右手がキャプスタンに巻かれていた係留索の間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運転中のキャプスタンのドラム至近で係留索の巻き状態を整える場合は、手を巻き込まれるおそれがあるので、一旦キャプスタンの運転を停止させること。・ キャプスタンの操作者は、キャプスタンと付近の作業員から目を離さず、いつでも停止又は逆転できるようにしておくこと。・ 係留索をつなぐ場合は、つなぎ目が作業の妨げにならないようなつなぎ方をすることが望ましい。
--------------	---

付図1 事故発生場所概略図

